

福島県知事選挙投票結果について

	当日有権者			投票者数			投票率			順位
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
第一	451	517	968	401	446	847	88.91	86.27	87.50	大字泉崎 (原方部を除く)
第二	188	191	379	162	173	335	86.17	90.58	88.39	大字泉崎原方部
第三	152	163	315	137	154	291	90.13	94.48	92.38	大字太田川
第四	172	177	349	152	175	327	88.37	98.87	93.70	大字踏瀬
第五	146	187	333	141	176	317	96.58	94.12	95.20	北平山方部 (山寺を除く)
第六	257	278	535	221	259	480	85.99	93.17	89.72	大字関和久 (瀬知房を除く) (山寺を加える)
第七	263	281	544	234	238	472	88.97	84.60	86.76	瀬知房方部
計	1,629	1,794	3,423	1,448	1,621	3,069	88.89	90.41	89.66	

広報いずみざき

村民の動き		(毎月5日発行)	
本月	前月	者室	笠井由春
1,086	1,087	集行	所 泉崎村役場
2,662	2,665	民所	所 泉崎村印刷
2,754	2,758	行所	所 泉崎村印刷
5,416	5,423	刷所	所 泉崎村印刷
世帯人口	数男女計	編刷	印

鳥峠を緑の山に 白河地方植樹祭

去る四月十一日午前十時から本村の鳥峠山で、白河市、東、西白河の国土緑化推進委員会では盛大に植樹祭を行なった。植樹祭には三推進委員会の役員、会員をはじめ県知事代理の野田県農地林務部長、管内の各市町村長ら来賓、関係者など約一〇〇人が出席し、神事が行なわれ、神官から県の木のケヤキ、サクラなどの記念樹が県知事代理、主催委員長の順に植樹され、このあと各代表が、サクラケヤキの苗木を神社境内と登山道に植樹され盛會に終了した。

この記念樹を村民のわたくしたちの手で育て、国土緑化の意図を高めてまいりたいものです。

高令者に長寿杖を 二本木正二さん贈る

大字北平山字新田の三本木正二さんから村内の高令者に、健康で明るくますます元気で長寿を保持して頂きたい念願で手製の杖三六〇本の寄贈がありました。

早速役場の職員で村内の高令者宅を訪問し寄贈者の意図を伝え、各人に手渡しいたしました。

各高令者は、こんな珍らしい杖で、しかもわたくしたちのことまで、ご心配を頂き、ほんとうに、ありがとうございますと、ここにこの笑顔で喜んでおりました。寄贈者に対して心から厚くお礼申し上げます。

農業後継者の皆さん 参加しましょう研修会に

農業の担い手として新しく就業した皆さん方を御援助するために県および西白河農業改良普及所では次のような事業を行なっていますので、積極的な参加をお勧めします。

- ◇西白河地方農業経営半園◇
- △研修内容△
 - 一般農政、専門(作物、果樹、野菜、大家畜、中小家畜、花卉)六コース
- △研修方法△
 - ①自宅研修 所定のカリキュラムにもとづき、自宅又は普及所において普及員並びに父兄等の助言をえて行ないます。
 - ②集合研修 専門別に年間十日以上の集合研修を行ない、専門的かつ高度な農業や生活についての知識、技術の研修を実施します。
- ③研修人員 六十五名
- ◇先進地農家留学研修◇
 - △対象者△
 - 西白河地方農業経営学園終了者
 - △研修内容△
 - 研修科目ごとにその農家の家族と生活を共にすることにより、その体験をとおして経営改善のための研修を行ないます。
 - △研修期間△
 - 地方農業経営学園終了後一カ年の間に実施し、三カ月以上(特別研修は六カ月、九カ月以上)

※ 地方農業経営学園を終了し、引き続き一年以上の実務研修および先進地農家留学研修をおえた人は、中央農業経営学園への進学の間道もあります。

去る四月二十五日は県知事選挙投票日でした。村民の皆さんの深いご理解と、お協力により、投票率が向上してまいりました。厚く

お礼を申し上げます。次に各投票所における、本村の投票結果をお知らせしますと次の通りです。

村民便利コーナー

前号に引続き税金関係について説明します。

税金

◇軽自動車税

1、納税義務者

四月一日現在(賦課期日) 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者

2、ナンバープレートの交付および廃車などの届出

(1)取得

新たに、バイクなどを購入しナンバープレートの交付を受ける場合には、住所、氏名押印、車名押印、原動機の型式、車台番号、排気量、型式の認定番号などを記載し、税務課に申告してください。

(2)廃車届

取得のとき交付された、ナンバープレートおよび交付証明書を返納してください。この際、印鑑が必要です。

(3)車体、名義および住所などを変える場合

(イ)車体変更

同じクラスのバイクなどを、交換する場合にも、新たに申告が必要で

(ロ)名義変更

もとの所有者と新しい所有者の印鑑を押印して、変更の申告をします。

(ハ)住所変更

ナンバープレートの交付を受けた時点の住所が、変更になった場合は、届出が必要です。

(4)ナンバープレート紛失したとき

紛失、盗難にあった場合は、警察署に届出をし、役場で再交付を受けなければなりません。

この場合、弁償金として、一〇〇円必要です。

棄損した場合も同じですが、警察署に届ける必要ありません。

(1)から(4)までの事務は五〇〇cc 九〇cc 一二五ccおよび農耕作業用車の場合に限ります。それ以外の軽自動車などについては、仙台の陸運局、福

島県陸運事務所(福島市吉倉字吉田五四)電話三三一八へ直接申告書を提出しなければなりません。なお代理業務は家用自動車組合、白河支部郭内一二一番が行なっています。

3、課税標準

各車種の台数

4、税率

原動機付自転車一台の年額

(イ)総排気量五〇cc以下五〇〇円

(ロ)九〇cc以下八〇〇円

(ハ)一二五cc以下一、〇〇〇円

以上は月割課税はありません

軽自動車

二輪のもの 一五〇〇円

三輪のもの 二〇〇〇円

四輪のうち

乗用車 四五〇〇円

貨物車 二五〇〇円

小型特殊自動車 一〇〇〇円

農耕作業車 三〇〇〇円

その他のもの 二五〇〇円

二輪の小型自動車二五〇〇円

5、身体障害者に対する軽自動車税の減免

(1)減免の対象

下肢又は体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者が所有し、もっぱらその者が運転する軽自動車等(一台に限る)

(2)減免の手続

減免を受けようとする人は納税義務を発生した日から一五日以内に税務課に申請するその際、持参する書類は身体障害者手帳、戦傷病者手帳及び運転免許証などです。印鑑も忘れないようにして税務課でお相談下さい。

◇たばこ消費税

1、納税義務者

日本専売公社が、たばこ専売法第二九条一項に規定する、小売人に売渡す、たばこに対し村が公社に課税します。

2、税額の算定方法

課税標準額(売り渡し本数×一本当りの単価)×税率(18.1%)
昭和四七年の一本当りの単価は四円九銭四厘です。

◇電気ガス税

1、納税義務者

電気やガスの消費者に負担して頂く税で、消費者は、電気・ガスの使用料金の7/100を料金と合せて、供給者へ納め、会社が村に申告し、まとめて納めることになっています。

2、税額の算定方法

使用料金×税率(7/100)＝税額

3、免税点

昭和四十七年六月一日から一ヶ月の使用料金 ガス……一六〇〇円・電気……八〇〇円 以下の場合には免税になります。

◇鉱産税

村内において、鉱物を採掘している鉱業者に対して、鉱物の価格を基礎に課税されます。税率は鉱物価格の1/100です。課税標準額(出荷トン数×トン当りの価格)×税率＝税額

◇木材取引税

素材の引取に対し、価格(山元における価格をいう)を課税標準として立木の伐採後の最初の引取者に課する。税率は価格の2/100です。以上が村税の概要であります。次に各税目の納期について

〔各税目の納期〕

健康保険税 国民年金 第1期(定額) 第(仮算)	軽自動車税	定額税 固定資産	村県民税	税別 納期
第1期	全期	第1期		4月
			第1期	5月
		第2期	第2期	6月
			第2期	7月
			第3期	8月
		第3期		9月
			第4期	10月
		第4期		11月
				12月
				1月

◇納税組合について

本村には納税組合数は一三二組合あり、その構成人員は九七三人であり、本村の徴税に貢献されております。

国民健康保険 (事業勘定)

歳 入

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1.国民健康保険税	28,402	26,336	2,066
2.使用料及び手数料	7	6	1
3.国庫支出金	45,752	40,636	5,116
4.県支出金	114	74	40
5.財産収入	2	2	0
6.基金繰入金	1,790	0	1,790
7.繰越金	965	2,500	△ 1,535
8.諸収入	224	120	104
歳入合計	77,256	69,674	7,582

歳 出

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般 財源
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他	
1.総務費	5,235	4,762	473	2,554			2,681
2.保険給付費	68,198	61,489	6,709	42,844			25,354
3.保健施設費	2,819	2,419	400	468			2,351
4.基金積立金	2	2	0	0			2
5.諸支出金	2	2	0	0			2
6.予備費	1,000	1,000	0	0			1,000
歳出合計	77,256	69,674	7,582	45,866			31,390

〔歳 入〕

泉崎村簡易水道特別予算

〔歳 出〕

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1.水道事業収入	1	1	0
2.使用料及び手数料	1,017	1,060	△ 43
3.寄附金	5	10	△ 5
4.諸収入	6,509	5,104	1,405
歳入合計	7,532	6,175	1,357

(直診勘定)

歳 入

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1.診療収入	17,660	16,112	1,548
2.使用料及び手数料	2	2	0
3.財産収入	40	100	△ 60
4.繰越金	1	1	0
5.諸収入	135	135	0
歳入合計	17,838	16,350	1,488

歳 出

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般 財源
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他	
1.総務費	13,203	11,632	1,571				13,203
2.医業費	4,085	4,085	0				4,085
3.基金積立金	50	120	△ 70				50
4.予備費	500	513	△ 13				500
歳出合計	17,838	16,350	1,488				17,838

昭和四十七年度
特別会計予算について

前号で一般会計予算についてお知らせしましたが、今回は特別会計についてお知らせします。年々生活の向上に伴ない、医療費も伸びてきております。事業運営を円滑に進める所存でありますから、協力を願います。

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般 財源
				国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他	
1.総務費	510	441	69				510
2.水道事業費	947	910	37			434	513
3.公債費	672	674	△ 2			672	
4.諸支出金	5,353	4,100	1,253			5,353	
5.予備費	50	50	0			50	
歳出合計	7,532	6,175	1,357			6,509	1,023

昭和四十七年度

農作業労賃協定について

本年も例年通り労働条件等を勘案し、次表のとおり協定になりました。お互に協定を守り、明るく

楽しく農繁期をすごしましょう。
 泉崎村農業委員会
 泉崎村役場

考	備	金額	名	業	作
	耕耘機作業	1,500 ^円	耕	鋤	10アール当り
	〃	1,500	耕	ロータリー	水田
		1,500	耕	ホイルトラクター 鋤	起
		1,500	耕	ホイルトラクター ロータリー	
	耕耘機作業、植付可能迄	1,800	まで	植代	10アール当り 代かき
	昼食持参、一食付(こじょはん)	1,500	日	植(手植)	田
	昼食持参、機械持参	2,000	10アール当り	植(機械植)	田
	〃	1,300	日	除草	水田
	〃	1,200	日	刈(かま)	稲
	小東結束用繩持参	3,000	10アール当り	刈(バインダー)	稲
	昼食持参	1,200	日	畑作業	一般
	耕耘機作業	1,400	耕	鋤	10アール当り 畑起
	〃	1,400	耕	ロータリー	
	昼食持参	1,200	日	蚕業	養
	〃	1,200	日	作業	その他
	運転手付き	3,500	日	搬	耕耘機による諸

車輛制限令を

ご存知ですか

道路交通法にある積載、けん引などについての制限のほか、交通のほか、交通の危険を防止し、道路の構造の保全のため、道路法でも通行車法(積荷を含む)の大きな重さなどが制限されています。法律で定められているワタをこえる車輛を無断で通車させると、最高五万円以下の罰金、六ヶ月以下の懲役の罰則があります。

こうした車輛を通行させたいときは、道路管理者の許可を受けてください。

一、制限の内容

- (1) 規制標識のあるところ
- (2) 車輛の重さ
 - 総重量 二〇トン
 - 軸重 一〇トン
 - 軸荷重 五トン
- (3) 車輛の幅 高さ 長さ
- (4) 積載物の高さは三、八メートル以下であること。
- (5) 積載物は車体の左右に、はみ出さないこと。

③ 積載物の車体の前後の、はみ出しは自動車長の1/10以下であること。

④ 積載量は最大積載量以下であること。

⑤ けん引の長さは全長二五メートル以下であること。

(4) 最小回転半径

二、通行許可申請の手続き

- (1) 申請に必要な書類
- (イ) 特殊車輛通行許可申請書
- (ロ) 自動車検査証の写し
- (ハ) 経路図 経路表
- (ニ) 通行計画書
- (ホ) 車輛の諸元の図表(積載物を含む)
- (ヘ) その他
- (2) 申請の手続き
- 道路管理者を異にする二以上の道路を通行しようとする場合にのみ手数料五〇〇円が必要です。
- (3) 申請の窓口
- 各地方建設局道路管理課および道路管理担当工務所、各都道府県、市町村の道路管理担当課および各土木事務所
- (4) 許可の条件
- (イ) 許可証には車輛の大きさ、重量によって、徐行、誘導車の配置および夜間通行などの条件がつけられます。
- (ロ) 許可を受けた車輛は、許可条件の内容により「ワッペン」を見やすいところに貼ります。
- 通行許可についてのお問合せは左記へ
- 建設省道路局道路交通管理室
 電話 〇三一五八一―二四〇四
 財団法人日本道路交通情報センター
 電話 〇三一二六四―二四一

毎月一日は

交通事故ゼロの日

歩行者も運転者も交通事故をなくすため、みんなで考え、そして実践しましょう。

◇一日節車
 マイカーでの通勤は、できるだけさけましょう。

◇路上駐車車の自衛
 道路は駐車場ではありません。路上駐車はやめて、安心して通れる道路にしましょう。

農業者年金に加入を

手続きは農業協同組合で

農業者年金制度は、農業にたずさわる皆さんの老後の生活安定と福祉の向上、さらに農業の近代化を図ることを目的として、昨年の一月に発足しました。

◇加入資格

農業者年金の加入資格は、当然に加入しなければならぬ場合と任意に加入できる場合の二つに分けられます。

〔当然加入者〕 国民年金の加入者で五十アル以上の農地の耕作または養畜にたずさわっている経営主で、大正五年一月二日以降に生まれた人。

〔任意加入者〕 ①二十歳以上であって、前記の「当然加入者」の直系卑属で、後継者として指定された人。または、②三十アル以上五十アル未満の農地につき年間七百時間以上の農業経営にたずさ

わっている人。
ただし、いずれの場合も国民年金及び国民年金所得比例に加入していることが必要です。

年金の種類

農業の経営を後継者に譲ったり第三者に移譲した場合にももらえる「経営移譲年金」と六十五歳になるともらえる「農業者老齢年金」それに「脱退、死亡一時金」の三種類があります。

保険料と年金額

農業者年金の保険料は月七百五十円です。もらえる年金の額は次表をごらんください。

申込は農協へ

加入の申込みは各農業協同組合で受け付けています。一日も早く加入手続きをすませてください。くわしくは、農業委員会またはお近くの農業協同組合へどうぞ。

農業者年金はいくらもらえるか

(農業者年金は終生もらえますが、下表では75歳まで例にとりました)

保険料納付済期間	経営移譲の有無	60歳までに納めた保険料額	60歳～64歳の5年間にもらえる額 (経営移譲年金)	65歳～74歳の10年間にもらえる額 (農業者年金)	75歳までにもらえる額の計
20年	経営移譲したとき	180,000	960,000	672,000	1,632,000
	〃 しないとき		—	480,000	480,000
15年	〃 したとき	135,000	800,000	520,000	1,320,000
	〃 しないとき		—	360,000	360,000
10年	〃 したとき	90,000	640,000	368,000	1,008,000
	〃 しないとき		—	240,000	240,000
5年	〃 したとき	45,000	480,000	216,000	696,000
	〃 しないとき		—	120,000	120,000

明るい家庭づくりは わたくしたちの力で

◇子どものみえ

だれでも、人に認められたいという要求はもっているものです。ところが、この要求が強くあらわれずと、みえというかたちにならなくては困るのです。友だちやおとなに対して自分を大きく見せよう、また異性に自分を認識させようといういろいろ努めます。とくに自分になにかひけめのある子は、みせかけが強くなります。こうしたみえは、いちがいに否定できませんが、あまり強いと性格的に問題をもつようになります。たとえば非行少年にはみえっ張りが多くみられます。彼らは、自分の能力以上のことをして、友だちや異性など他人に見せようとしています。子どもが、みえを張るようになつたら、親はそのみえが年令的に、ごくあたりまえのものか、また、なにに原因があるかを考えることが大切です。また家庭内にうわべだけを重んじるようなふんい気があると、子どもみえっ張りに育ってしまうことはいくらでもありません。子は親の鏡といわれます。親のみえもほどほどにしたいものです。

(註・ある非行少年の家庭を訪問して感じたままに記す)

泉崎駐在所

東興繊維工場

第二期建築工事着手する

本村泉崎字向宿九番地(泉崎中学校校入口)地内に昨年五月に紳士礼服縫製工場として操業された東興繊維産業(株)福島工場では、工員七〇数名おりますが、今回更に業務の拡張を図るため、鉄骨平屋建九二坪を増築することになり去る四月二十二日上棟式が施行されました。

完成は五月二十日頃の予定であり、これが完成すれば近代設備の充実と共に紳士礼服仕上場並びに検査室が完備する。また、この増築工事に伴ない工員を募集いたしております。女子二五名、男子五名の計三〇名ほどですので希望される方は会社の方へ申込んでください。

お知らせコーナー



犬の飼育管理について

最近犬の管理について皆さんの家では放し飼いをしている家が、見受けられますが、犬は必ず、つないで飼って下さい。

放し飼いをすると罰せられますので充分注意して飼って下さい。犬による咬傷事故及び農作物、家畜等に与える影響も大きく、この事故を未然に防ぐためには、各飼主の管理によるほかにありませんのでお互いに迷惑をかけないよう、お願いいたします。

犬の所有者は、必ず登録をして(登録は年に一回)予防注射は年に二回しなければなりません。この法律は狂犬病予防法第四条、第五条に定められております。

この法律に違反されますと罰則の第二七条により三万円以下の罰金を徴収されますので注意して下さい。また皆さんの家の近所で野犬若しくは放棄犬がおりますから保健所で捕獲処分いたしますから保健所又は役場に御連絡下さい。

◇〔注〕只今保健所では時折放し飼いの犬又は野犬に対して捕獲に來村しておりますので、放し飼いの捕獲は理由を問はず罰金を徴収されますので念のため申し添えます。(住民課)

安心して運動ができる

「スポーツ傷害保険」の概要

「だれでも安心してスポーツができるように」と発足したスポーツ傷害保険についてお知らせします。この制度はスポーツでケガをした場合、加入者に保険金を支払う制度です。

保険は第一種、第二種にわかれ第一種は各学校、幼稚園などの児童生徒が、学校管理下外の活動を目的とした団体、青年、婦人団体など市民のスポーツ団体や社会教育関係団体で、一人年一〇〇円の保険金。

第二種は、各種運動競技団体、事業所の運動クラブなどスポーツを目的とする団体で保険金は種目により違います。団員は、一種、

二種とも十人以上となっております。(第二種は村内で対象になるのはありません。)

保険金額はケガの程度によってそれぞれ決められています。

◇対象となる事故

- ① 保険加入者が所属する団体管理下で運動中の傷害
- ② 団体が指定する集合、解散場所と団員の住所との通常の経路往復中の傷害

◇保険金(第一種三〇万円)

- ① 死亡保険金 事故の日から、一八〇日以内にその傷害がもとで死亡したとき一〇〇%
- ② 後遺傷害保険金
 - ・ 一生からだきがなくなつたとき一〇〇%
 - ・ 両耳の聴力を失なったとき八〇%
 - ・ 一眼失明 六〇%
 - ・ 片腕又は片脚失六〇%

③ 医療保険金

・ 医師の治療をうげ、平常の仕事ができるようになるまで一日三〇〇円(一八〇日間)

〔注〕これらの保険金は生命保険労災保険、健康保険、賠償金と関係なく支払われます。

◇加入の手続
昭和四十七年六月三十日まで

団体の名称、氏名、年令、性別と保険金をそえ村教育委員会に申込んで下さい。

その他詳細については教委会におたづね下さい。

季節の話題

ことしも、もう半ばをむかえようとしています。六月十一日は暦の上での入梅、年によって多少の早い遅いがありますが、記録によりますと、五月後半からぐずついた天気が見われ、そのまゝ梅雨入りした年が四〇%近くあります。じつとながめると、厚い雨雲が空いっぱいにおいかぶさっていて、いまにも大降りになろうとしています。梅雨どきの特徴です。また六月は、初夏から真夏に移り変わる季節です。一年中で、いちばん日足が長く、日ざしも強くなって、野や山は正に緑一色におおわれます。

立夏(五月五日)から立秋(八月七日)の前日までを夏といいますが、天文学では夏至(六月二十一日)から秋分(九月二十三日)までを夏としています。

さらに夏を初夏、仲夏、晩夏と三期に分けてよびますが、初夏というのには、立夏から芒種(六月五日)の前日まで、仲夏というのには、芒種から小暑(七月七日)の前日まで、晩夏というのには小暑から立秋の前日までのことです。

このほかお隣りの中国では朱夏とか、炎夏とかよんでいます。朱夏といえは、まっかに焼くような暑さを思わせ、炎夏といえは燃えあがるような暑さを思わせます。

その日のお天気が、わたしたちの暮らしの上に大切なことです。

おめでとう

出生おめでとうございます

(お子様名) (父名) (住所)

木村 宏之 定夫

大字泉崎字雷五の三

小林 明美 一男

大字大田川字居平七〇

坂本 健一 定一

大字泉崎字長峯一

美沢 真一 貞次郎

大字関和久字豊田五一

穂積 修 静男

大字関和久字蛭田谷地九

岡部 芳輝 勝則

大字関和久字瀬知房後六

緑河 さおり 啓司

大字関和久字上町五九

謹んでお悔み申しあげます

緑川 トヲ

大字関和久字中宿一一八

本柳 広左エ門

大字泉崎字極内二三

